

令和 5 年 6 月 26 日

お客さま各位

広島市信用組合

融資繰上げ・一部繰上げ返済手数料にかかる消費税の

ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取り扱いしております融資の繰上げ・一部繰り上げ返済手数料（以下「繰上げ返済手数料」といいます）について、返済額に一定の比率を乗じる手数料は、消費税が不課税であることが判明しました。

当組合は令和 5 年 6 月 14 日より、この繰上げ返済に際し、消費税をお支払いいただかないことにいたしました。

なお、従来、この繰上げ返済の際にお客さまからお預かりし国に納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（お預かりした消費税が令和 2 年 3 月 31 日以前の場合は年 5%、令和 2 年 4 月 1 日以降の場合は年 3%）を加算して、ご返還させていただきます。

この度は、お客さまにご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

1. 対象となるお客さま

当組合が上記の融資繰上げ返済手数料の取扱いを開始した平成 28 年 9 月 12 日（2016.09.12）～令和 5 年 6 月 13 日（2023.06.13）の間に該当する融資繰上げ返済に際し、返済額に一定の比率を乗じた返済手数料にかかる消費税をお支払いいただいたお客さま

※なお、一定の比率を乗じない、定額の手数料につきましては消費税の課税対象となりますので、今回の返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

上記の返還対象となるお客さまに対しましては、個別にご案内のうえ、速やかにご返還いたします。また、ご案内がなくても、お心当たりのあるお客さまは下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

以 上

本件のお問い合わせ先

担当部署：営業企画課

電 話：082-248-1171

受 付：月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00